㊥

草加八潮消防組合監査委員告示第２号

監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について（公表）

地方自治法第１９９条第１項及び第４項の規定により実施した令和５年度定例監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について、令和６年２月１３日付で草加八潮消防組合管理者から通知があったため、同条第１４項の規定により、次のとおり公表する。

令和６年２月１３日

草加八潮消防組合監査委員　中　村　幸　彦

草加八潮消防組合監査委員　佐　藤　利　器

監査の結果に関する報告（令和６年２月９日　草加八潮監第４４号）

【指摘事項１：見積書の提出期限について】

⑴　対象所属　総務課、草加消防署管理課

⑵　監査結果及び措置状況

| 指摘内容 | 措置状況 |
| --- | --- |
| 契約行為に係る事務処理において、相手方から提出された見積書の収受日が、見積書提出期限を過ぎた日付で押印されているものが見受けられました。<br>提出期限を過ぎた見積書を受領し、契約行為に係る事務処理を行うことは、手続の透明性が欠けることになり、市民への説明責任を果たすことができず、消防行政に対する信頼を損なうことも懸念されます。<br>公文書の重要性を再度認識し、事務手 | 見積書は提出期限前に提出されておりましたが、日付の整合性の確認を怠り、見積書提出期限後の誤った日付の収受印を押印してしまったものです。<br>業務の遂行につきましては、普段から正確性や確実性を念頭に置いて行っているところですが、誤った認識や慣習的な行いのもと、不適切な事務を行うことで、組織としての信頼を失墜することに繋がります。<br>今後は、文書を作成する際に日付等の |

| | |
|---|---|
| 続における透明性の向上を図るため、適正な事務処理を行ってください。 | 整合性に誤りがないか確認を徹底するとともに、専決権者や回議者はもちろん、職員相互で起案内容を確認し、行政としての説明責任を果たせるよう、適正な事務手続の執行に努めてまいります。 |